

1 出席停止扱いについて

次の場合、学校保健安全法第19条に基づき「出席停止」の措置を取ります。

- 児童生徒の感染が判明した場合
- 児童生徒等が感染者の濃厚接触者に特定された場合
- 発熱等の風邪の症状が見られる場合
→37.5℃以上の発熱、または、強い倦怠感、息苦しさ、激しい咳、味覚。嗅覚がない
- 基礎疾患等のある児童生徒がいる場合
- 学校で児童生徒の発熱を確認した場合
- 感染経路が分からない患者が急激に増えている地域であるなどにより感染の可能性が高まっていると保護者が考えるに合理的な理由があると校長が判断する場合

2 新型コロナウイルス感染症について

- ウイルス性の風邪の一種です。
 - 発熱やのどの痛み、咳が長引く（1週間前後）、強いだるさ（倦怠感）を訴える人が多いことが特徴です。
 - 感染から発症までの潜伏期間は1日から12.5日（多くは5日から6日）。
 - 飛沫感染と接触感染によりうつる。
- <飛沫感染>感染者のくしゃみや咳と一緒にウイルスが放出、他の人がそのウイルスを口や鼻等から吸い込んで感染する。
- <接触感染>感染者がくしゃみや咳を手で押さえた後、その手で周りの物に触れるとウイルスがつく。他の人がそれを触るとウイルスが手に付着し、その手で口や鼻を触ると粘膜から感染する。
- 個人では、①手洗い、②咳エチケット、③人混みの多い場所を避けてください。
 - 集団では、①密閉（換気が悪い）、②密集（人が密に集まる空間）、③密接（不特定多数の人が接触する）を避けることが大切です。
 - 特に高齢者や基礎疾患のある人は重症化する可能性が高いので注意が必要です。

新型コロナウイルス感染症の主な経過



※文部科学省「新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開ガイドライン」、厚生労働省HPより引用